審査員倫理規程

本規程は、「認定・審査の手順と方法」の「審査団の構成及び調整申し立て」にある「審査団の構成基準」に基づき構成される審査団の構成員(審査団長、副審査団長、主審査員、副審査員及び審査研修員)が遵守を求められている審査員倫理規程である。審査団の構成員は次の事項を守らねばならない。

1. 公正・適正な審査

審査団の構成員は日本技術者教育認定機構(以下 JABEE とする)の審査の目的と内容を十分理解するとともに、教育の質的改善を当該高等教育機関と共に行う立場に立ち、公正・適正な審査に努めること。

2. 利益相反の有無に関する申告

審査団の構成員に選定された場合に、「審査団の構成基準」に記載された利益相反あるいはその他の利益相反の事実又は可能性があれば、JABEE 又は審査チーム派遣機関の審査担当事務局に迅速に申し出ること。

3. 審査団の構成員の守秘義務

審査団の構成員は審査に係わる資料及び情報について、下記(以下、これらを審査関係者と呼ぶ)以外に公開、口外してはならない。

- 1) 当該プログラムの審査を担当する審査団の構成員
- 2) JABEE 及び審査チーム派遣機関の常置の審査関係委員会
- 3) JABEE 及び審査チーム派遣機関の審査担当事務局

具体的な守秘事項については、「認定・審査関係者に対する注意(守秘義務)」により規定する。

4. 文書、情報の取り扱いと目的外使用禁止

自己点検書及び審査に関連した文書(機密書類)及び情報は、審査目的のみに使用するものとする。高等教育機関から審査のために提供された資料については当該高等教育機関の許可なしに審査関係者以外への閲覧、貸し出し、コピー配布等を行なってはならない。機密書類は「審査書類等の使用、保管、廃棄に関する実施細則」の規定に従って使用、保管及び廃棄する。機密書類かどうか判断に迷う場合にはJABEE 又は審査チーム派遣機関の審査担当事務局に問い合わせ確認すること。

5. 審査団の構成員の利害を伴う議論・判断への対応

審査中に審査団の構成員個人あるいは関係する組織の利害を伴う議論が行なわれる場

以上

2001年7月10日制定

2004年9月1日改定

2006年9月15日改定

2009年3月27日改定

2010年8月25日改定

2011年2月28日改定

2012年2月29日改定

2016年12月21日改定

2018年11月13日改定